


建築物等の解体・改修工事の 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！ 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

事業者のみなさまへ

Point 1 2022年春から制度が変わります 2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point 2 報告はパソコン・スマートフォンで 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただけます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> 

Point 3 事前の準備が必要です 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。



システムでできること(一例)

新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント(GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	 パソコン  スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS(iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム ○新規申請・下書き保存 ○一括申請 ○支店・支社等の管理 おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者	OR	gBizID エントリー ○新規申請・下書き保存 ×一括申請 ×支店・支社等の管理 おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主
---	----	---

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/> 

石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局



2021年11月

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
- ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善は??

沖縄働き方改革推進支援センター が、事業主の皆様を **無料**で支援します!



悩める経営者のチカラになります!

ワン・ストップ 無料相談

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 時間外・休日労働の削減
- 36協定の締結・届出
- 就業規則の作成・変更
- ハラスメント防止対策
- 有給休暇の取得
- 同一労働同一賃金
- 人材確保・人材育成
- 賃金引上げの環境整備

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

沖縄働き方改革推進支援センター

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 316-B

電話

0120-420-780

ファックス

098-859-8371

E-mail

okinawa@task-work.com

ホームページ

[沖縄働き方改革推進支援センター](#)



裏面は無料出張相談申込表になっております。FAX または E-mail にてお申し込み下さい。

労働者を採用する際には「労働条件」の 書面交付等による明示が必要です！

- 労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
- 労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができます



**労働条件の明示は
原則、書面交付です。
但し、労働者が希望した場合は、
FAX・メール・SNSメッセージでも
可能です！**

明示方法は？

SNSでの明示例

良い例

😊 SNSでの明示を希望します

😊 人事担当の〇〇です。ご希望どおり、労働条件を別添のとおり明示します。

📎 労働条件.pdf



◎印刷や保存ができるように添付ファイルで送りましょう。

◎義務ではありませんが、明示した日付、送信した担当者の氏名を記入したりするとトラブルが防止できます。

★モデル労働条件通知をご活用ください！



厚労省HPより職種別のモデル書面をダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

悪い例

😊 当社では、労働条件をSNSで明示しているので、労働条件をお伝えします。

😊 契約期間は.....

😊 就業場所は.....

⋮

😊 以上です。

× 労働者が希望していないにもかかわらず、一方的にSNS等で明示することはできません。労働者が希望しない場合は、原則どおり書面を交付してください。

× SNS本文に直接記載し、労働条件を細切れに明示すると、印刷する際に途切れてしますので、望ましくありません。

× 明示した日付、送信した担当者の氏名、事業場や法人名、使用者の氏名等を記入しないと、後からトラブルになる可能性があります。

※ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

～あっせん員候補者について～

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起り、労使間の話し合いで解決できない場合、沖縄県労働委員会では労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成（公益・労働者・使用者委員各1人）によりあっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当委員会では、現職の労働委員等に委嘱しています。また、名簿の記載事項に変更がある場合は、随時更新しています（最新の名簿は当委員会ホームページにてご確認くださいませ。）。

あっせん員候補者名簿

令和4年4月14日現在

区分	氏名	職業	履歴	委嘱年月日
公益委員	藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	R3.12.15
	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	R3.12.15
	田島 啓己	弁護士		R3.12.15
	村上 恵実	弁護士		R3.12.15
	戸谷 義治	琉球大学人文社会学部准教授	パリ第十大学法政学部客員研究員	R3.12.15
労働者委員	砂川 安弘	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	R3.12.15
	鎌田 健嗣	U Aゼンセン沖縄県支部支部長	U Aゼンセン福岡県支部次長	R3.12.15
	棚原 初美	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	U Aゼンセンイオン琉球労働組合中央執行副委員長	R3.12.15
	大嶺 克志	自治労沖縄県本部書記長		R3.12.15
	比嘉 康裕	航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	R3.12.15
使用者委員	田端 一雄	(一社) 沖縄県経営者協会常務理事	沖縄県住宅供給公社理事長兼沖縄県土地開発公社理事長	R3.12.15
	名嘉村 裕子	(株) りゅうせきフロントライン取締役ホテル飲食事業担当部長	(株) りゅうせき取締役管理本部長兼事業開発本部長	R3.12.15
	城間 泰	(株) 琉信ハウジング代表取締役社長	(株) 琉球銀行常務取締役	R3.12.15
	大城 恵美	(株) 近代美術代表取締役	(株) 近代美術取締役副社長	R3.12.15
	金城 欣光	沖縄バス(株) 常務取締役総務部長	沖縄バス(株) 取締役総務部長	R3.12.15
事務局	下地 誠	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県商工労働部産業振興統括監	R4.4.14
	下地 康斗	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県教育庁生涯学習振興課長	R3.4.8
	比嘉 尚子	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県出納事務局会計課総務決算班長	R4.4.14

～あっせんの流れ～

労働トラブルの発生

解雇・雇止め、賃金や賞与のカット、労働時間、休日・休暇・残業、転勤、退職金、パワハラやいじめ等...



必要に応じて、事務局で事前相談や申請の助言を行います

1	あっせん申請	労働者又は労働組合、使用者の一方又は双方から労働委員会事務局へ申請書を提出します。
2	あっせん員の指名	公益委員・労働者委員・使用者委員各1名のあっせん員を指名します。
3	事務局調査	事務局が労使双方から紛争の原因や経過などについて聴取り調査を行います。
4	あっせんの実施 (非公開)	あっせん員が労使双方の主張を整理し、合意点を探りながら適切な解決方法を助言します。当事者が直接対面しないで行うことも可能です。
5	解決 (取下げ・ 打ち切り)	あっせん案を提示し、双方の歩み寄りを促します。 あっせん案を双方が受諾すれば解決となり、あっせん案拒否や解決の見込みがない場合は打ち切りとなります。また、申請者はいつでも申請を取下げることができます。



事務局からひとこと

労働委員会の手続きは無料です。
あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階） TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
ホームページ：「沖縄県労働委員会」で検索 🔍 Eメール :aa160008@pref.okinawa.lg.jp

退職後の傷病手当金と失業保険

● 相談内容 ●

診療内科に通院しながら働いていましたが、2か月前から休職となりました。

現在は傷病手当金を受け取りながら休職を続けています。傷病手当金は1年6か月まで受け取ることができるかと聴きましたが、退職後の傷病手当金を受け取る条件と失業保険はどのようになるのか教えて下さい。

● 相談回答 ●

ポイント

退職後に傷病手当金を受給する要件、療養中の失業給付延長の要件は次のとおりです。

- ① 退職日までに1年以上、継続して健康保険に加入していること。
- ② 退職時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること。
- ③ 失業給付は、病気療養で労働することができない場合は、4年を限度として受給期間を延長する制度がある。

解説

療養のために休職しても経済的不安がストレスになり、回復に支障をきたしてしまいます。そのために傷病手当金は、条件を満たせば退職後も受け取ることができます。

1. 退職後の傷病手当金受給要件は上記のとおりですが、傷病手当金は、通算して1年6か月まで受け取ることができますが、傷病手当金と失業給付は同時に支給されることはありません。

傷病手当金は、会社に在籍している間は、社会保険料の支払が必要ですので、毎月会社の指定口座への振込が就業規則に定められていることが多いです。会社に確認しましょう。

2. 失業給付は、失業、「労働の能力を有する者」が職業に就けない状態にあることが支給要件なので、療養中で仕事につくことができない状態では、失業給付は受け取れません。ただし、失業保険には原則として離職日の翌日から1年間という受給期間がありますので、長期間病気やケガが治らない場合は、受給期間を延長できる制度（4年を限度）があります。

失業給付の受給期間を延長する要件は次のとおりです

- ① 受給期間内に病気やケガにより、引き続き30日以上職業に就くことができない期間があること
 - ② 本人が申出をすること
- 延長の期間などについては、ハローワークで相談するのがよいでしょう。
十分に療養して復職できるよう制度の利用をお勧めします。

お問合せ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

Table with columns for Project (年月), Regular workers (常用労働者), Unemployed (失業者), Full unemployment rate (完全失業率), General job introduction status (一般職業紹介状況), and Consumer price index (消費者物価指数). It includes data from 2020 to 2024.

Table with columns for Project (年月), Working hours movement (労働時間の動き), and Wage movement (賃金の動き). It includes data from 2019 to 2024.

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
注) 一般職業紹介状況は受理地別

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年7月分以降の公表に合わせて改訂。



「労働おきなわ」158号 (琉球労働から通巻232号)

2022年6月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355
<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

